

令和5年6月1日。10時頃。

当法人従事者が外用事を済ませて帰寺したところ、人の気配を感じて堂を開扉。

その際、土足で侵入して堂内に潜んでいた外国人バックパッカーと鉢合わせとなる。

とっさの事であるので、従事者は護身のため武術にて制圧。

警察に連絡をする為に携帯電話を準備している隙に逃亡。

過去において、一番質が悪い不法侵入者である。

当山では、不法侵入者に対して身の危険を感じた場合、或いは直接的な暴力行為があった場合は、やむを得ず護身の為に武術制圧を行っております。

令和5年4月21日 14時頃。

立ち入り禁止の看板を無視し、立ち入り禁止を示すロープを外して乗用車で侵入してきた初老の男性。

境内のあり得ない場所に無断駐車をし、本堂周辺を徘徊しているところを当法人従事者が発見。

厳しく注意をしたが、へりくつを並び立てて立ち去ろうとしない。

警察に対応をしてもらうことを告げると立ち去っていった。

この者は、どのように考えても、正当な理由が無い不法侵入者である。

当山において、不法侵入者は全て初老以上年配者である。